

4月臨時会での感染症対策について

(1) 消毒等の対策

- ・ 議会入口の体温検知顔認証カメラで検温する。
- ・ 消毒スプレーによる手指消毒を徹底する。
- ・ マスクを着用する。
- ・ 議場等に加湿器を設置し、会議を開催していない時間に消毒液を空間噴霧する。
- ・ 議場は会議前日に消毒し、閉鎖する。

(2) 出席説明員

執行部の出席説明員は、申合せ事項の規定により原則として地方自治法第121条の規定に基づく者が出席することとなるが、感染の防止を図り、可能な限り出席総人数を削減するため、前述のうち執行部が必要と判断した者が出席することとする。

(3) 本会議

① アクリル板の設置等

飛沫対策のため、アクリル板を設置する。

演 壇	前方にアクリル板を設置。(高さ90cm、幅150cm) 発言が長時間にわたる場合は、マスクの着脱を認める。
議 席	席間をアクリル板で仕切る。(高さ80cm、机より若干長く)
執行部席	席間をアクリル板で仕切る。(高さ80cm、机より若干長く)

② 傍聴

- ・ 感染を可能な限り防止する観点から、議場内での傍聴はお断りする。基本的にインターネット中継の利用をお願いするが、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合は、委員会室での傍聴を認める。ただし、希望者が多い場合はお断りする。
- ・ 報道機関は、市民等へ広く周知を図る観点から傍聴席での傍聴とする。

(4) 委員会

① 開催場所

席の間隔と換気しやすい環境を確保し、また、別室からも傍聴できるようにするため、基本的に議場で開催する。

② 席の配置

委員、執行部ともになるべく間隔が確保できるように配慮する。

③ 発言場所

- ・委員は、各席にて発言を行う。
- ・説明員は、マイクの有る席は、各席にて発言を行う。マイクの無い席は、発言席に移動して発言を行う。
- ・委員長は、会議時間の短縮を図るため、発言者に対し簡潔な発言を求める。

④ アクリル板の設置

委員席間及び説明員席間に、飛沫対策のためアクリル板を設置する。

⑤ 質疑

委員は、会議時間の短縮を図るため、数値の確認等は事前に執行部に行い、会議では行わないよう努める。

⑥ 傍聴

市民等、議員、執行部説明員が近接した空間とならないように配慮する。

ア 傍聴議員

傍聴席での傍聴とする。

イ 一般傍聴

- ・市民等は、別室においてモニターによる傍聴とする。なお、採決の状況をモニターから確認できるようにカメラ操作等配慮する。
- ・報道機関は、市民等へ広く周知を図る観点から傍聴席での傍聴とする。

(5) その他

① 休憩場所等

昼食や休憩時等における感染防止を図るため、休憩時間中は、会議室及び議長応接室等を開放する。（使用後は、議会事務局で消毒を実施。）